

共生社会研究センター資料公開方針

センター運営委員会 2016年3月8日

(1)

立教大学共生社会研究センター(以下、センター)の所蔵資料は、どなたでもご利用いただけます。但し、法令上の制限や寄贈者との契約内容により、利用が制限される場合もあります。利用制限には、閲覧自体が制限される場合と、閲覧は可能でも複製などに制限がかかる場合がありますので、ご不明な点はセンタースタッフにご確認ください。

(2)

未整理資料の利用については、センターのスタッフまでお問い合わせください。お時間をいただく必要がありますが、できる限り対応いたします。

(3)

利用が制限される資料については、特別な申請をすることで利用可能となる場合があります。特別な申請による利用を希望される方は、「要審査資料利用申請書」に必要事項を記入のうえセンターにご提出ください。申請を審査し、利用の可否について決定するまで、多少の時間をいただきますのでご了承ください。

(4)

審査により利用を許可するとの決定がなされた場合には、その旨をお知らせいたします。ご予約のうえご来館いただき、「要審査資料利用申請書」に記載された利用条件に沿ってご利用ください。条件に違反することによって損害等が生じたときには、すべて申請者の責任となりますのでご注意ください。

(5)

審査により利用不許可との決定がなされた場合も、その旨をお知らせいたします。

(6)

センター研究員については、一般利用者とは異なる条件での利用が認められます(研究員とは、センター規則第7条～第10条の規定に該当する者です)。

(7)

利用に係るさまざまな制限については、時の経過により法令上の制限や寄贈者との契約による制約がなくなり次第、すみやかに解除します。

以上